

別表第2（第47条関係） 汚水排除量認定基準表

用途	1月の汚水排除量の認定基準				
	汚水の種類	種別	定義	汚水排除量認定の基準	立方メートル
一般用	家事汚水		一般家庭汚水	1世帯4人まで1人当たり	8
				1人増すごとに	4
	団体汚水		官公署、学校 その他これら に準ずるもの から排除され る汚水	従業員10人まで1人当たり	10
				1人増すごとに	5
	営業汚水	第1種	従業員1人当 たり汚水排除 量の比較的 多い業種	従業員10人まで1人当たり	20
				1人増すごとに	15
		第2種	従業員1人当 たり汚水排除 量の普通の 業種	従業員10人まで1人当たり	15
				1人増すごとに	10
		第3種	従業員1人当 たり汚水排除 量の比較的 少ない業種	従業員10人まで1人当たり	10
				1人増すごとに	5
	工業汚水	第1種	従業員1人当 たり汚水排除 量の比較的 多い業種	従業員20人まで1人当たり	20
				1人増すごとに	15
		第2種	従業員1人当 たり汚水排除 量の比較的 少ない業種	従業員20人まで1人当たり	15
				1人増すごとに	10
公衆浴場用	浴場汚水		公衆浴場法 （昭和23年法 律第139号）の 規定による浴 場から排除さ れる汚水	浴室1平方メートルにつき	10

別表第3（第47条関係） 営業及び工業汚水の種別区分表

排除される汚水の種類		業種
営業汚水	第1種	クリーニング業、水産加工業、園芸業、清涼飲料水製造業、氷菓子製造業、豆腐類製造業、つけ物製造業、めん類製造業、もやし製造業、魚介類販売業、搾乳販売業、自動車運送業、飲食店業（仕出屋、バー、キャバレー、スナックその他これらに類するものを含む。）、喫茶店業、旅館業、冷凍設備のある食肉販売業、病院又は入院設備のある診療所、医院若しくは助産所、総合印刷業、洗車設備のある給油業その他これらに類するもの
	第2種	鳥獣飼育業、果樹栽培業、鋳物製造業、第1種以外の給油業、写真業、生花販売業、青果物販売業、百貨店、雑居ビル、第1種以外の食肉販売業、理美容業、第1種以外の診療所又は医院若しくは助産所その他これらに類するもの
	第3種	製材業、第1種以外の印刷業、塗装看板業、興業場業（映画館、ダンスホールその他これらに類するもの）、荒物雑貨販売業その他これらに類するもの
工業汚水	第1種	醸造業、製氷業、や金業及び繊維、コークスその他これらに類するものの製造業
	第2種	鉄工、レンガ、コンクリートその他これらに類するものの製造業